

Ⅱ 出願にあたって

Ⅱ

出願にあたって

各入試方式の出願資格について

4 ページ以降の「入学試験要項」に記載されていますので、出願を希望する入試方式のページでご確認ください。

学校教育法施行規則（抄）

第五十条 学校教育法第九十条第一項の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 外国において、学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 二 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 三 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 四 文部科学大臣の指定した者
- 五 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- 六 学校教育法第九十条第二項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- 七 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、十八歳に達した者

- ・ 第四号「文部科学大臣の指定した者」について：国際バカロレア資格、バカロレア資格（フランス）、アビトゥア資格（ドイツ）取得者、GCEA レベル資格（英国）が該当します。
- ・ 第六号は、飛び入学によって特定の大学に入学した者が、その後転学（別の大学に入学）する際の規定です。（「学校教育法第九十条 第二項」は「飛び入学」の制度を指しています）

個人情報取り扱いについて

志願者各位の個人情報は厳正に管理し、個人情報保護法を遵守し適正に使用致しますので、下記の使用に関してご理解ご了承をお願いいたします。

- ・ 個人情報 氏名、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、出身高校、成績など
- ・ 使用目的 入学試験帳票作成処理、入学前教育の案内、アンケート調査など

なお、入学試験終了後、高等学校からの要望に応じ、当該高等学校出身者の入学試験結果を個人が特定できないようにデータ処理して提供する場合があります。また、入学後の修学状況を卒業した高等学校に通知することがありますので、ご承知おきください。

学内全面禁煙について

本学は全面禁煙を実施しています。学内、通学途上、学校周辺地域における喫煙を禁止しています。入学の際には、本学書式による「禁煙誓約書」を提出していただくことになっています。